

社会福祉法人 源性会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 源性会(以下「当法人」という)定款第8条及び21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員が理事長の指示、又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

交通費の実費は次の費用弁償額を超える場合には旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払することができる。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

藤岡市内	2,000円
その他	3,000円

(2) 監事が監査を実施した場合の費用弁償

藤岡市内	2,000円
その他	3,000円

(改 廃)

第4条 本規程は、評議員の議決を経て改廃することができる。

附 則

この規則は、平成30年2月3日から施行する。